

会議名称	平成29年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成29年7月25日(火) 14時00分から16時20分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、新保委員、水町委員、渡邊委員
	実施機関	塩畑納税課長、清水高齢者在宅支援課長、武田区民課長、大澤子育て支援課長、武井防災課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会[制度概要・関係例規] ・資料2 平成29年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 平成29年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第
【会議内容】		
1 平成29年度第1回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第8号	平成28年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第9号	平成28年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第10号	平成28年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第11号	平成28年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
諮問第1号	納付センターに関する業務の外部委託について(追加)	決定
諮問第2号	高齢者生活支援サービスに関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第12号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加)	報告了承
報告第13号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象の特定個人情報の自治体中間サーバーへの記録について	報告了承
一般報告	口座振替依頼書の誤送付について	報告了承
一般報告	感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書の紛失について	報告了承

情報・法務担当部長	<p>本日は大変暑い中、また御多用の中、当審議会へ御出席いただきましてありがとうございます。定刻より少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから平成 29 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議会ですけれども、任期満了に伴います委員の改選後、初めての会合ですので、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。情報・法務担当部長の牧島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>お手元にお配りをしております会議の次第に基づきまして進めさせていただきます。次第 2、委嘱状の伝達、区長挨拶でございます。改めまして、皆様には大変お忙しい中にもかかわらず、今期の委員をお引き受けくださりまして、厚く御礼申し上げます。皆様にお渡しいたします委嘱状につきましては、既に席上に御配布してございますので、恐縮ですが、お名前等を御確認いただければと存じます。なお、このたびの委嘱に当たりましては、区長の田中から御挨拶をさせていただく予定でございましたけれども、急きょ所用が入りましたので、誠に恐縮でございますけれども、私から一言御挨拶をさせていただきます。</p> <p>杉並区には審議会という名前の付く様々な附属機関がございますけれども、その中でもこの杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、昭和 62 年に設置されました歴史のある審議会でございます。今年で 30 年目ということになります。この間、杉並区の情報公開制度、あるいは個人情報保護制度の適正な運用について御審議いただきまいりました。そしてその間に多くの貴重な御意見、あるいは御指摘を賜りまして、その都度様々な施策に反映してまいったところでございます。</p> <p>さて、昨今の情報政策や情報セキュリティを巡る状況ですけれども、全国のレベルで申し上げますと、個人情報保護法が改正され、5 月末に施行となりました。また個人番号制度におきましては、今月の 18 日からは、情報提供ネットワークシステムの運用が始まってございます。杉並区でも、今後の情報化を進めるための新たな指針と、それを具体化するための計画を策定したところがございます。また他方ではサイバー攻撃などの情報漏えいのリスクの高まりなど、情報を取り巻く環境は様々な面で変化をしているところがございます。こうした中にありまして、区政は区が管理する情報、取り分け個人情報の保護につきましては、最大限の配慮を行い、適正かつ厳格な運用に努めているところがございます。この姿勢は今後とも変わるところはございません。委員の皆様におかれましては、こうした区の姿勢を御理解の上、様々な御意見やお知恵を頂戴させていただければ幸いです。任期は 2 年となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、次第の 3、審議会委員の皆様のご自己紹介と事務局職員の紹介に移ります。今期の委員の皆様にご簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は小林委員から、都合により欠席するとの連絡を事前に頂いております。また阿部委員からは少し遅れる旨の連絡がございました。それでは、席上の御配布しております委員名簿の順に、自己紹介をお願いいたします。</p>
委員	各委員から自己紹介
情報・法務担当部長	皆様どうもありがとうございました。続きまして、事務局の職員につきまして

	て御紹介をさせていただきます。私、情報・法務担当部長の牧島でございます。
事務局職員	事務局職員から自己紹介
情報・法務担当部長	続きます、次第4、会長及び会長職務代理の選出に移ります。会長の選出は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項に、会長は委員の互選による旨定められておりますけれども、いかがいたしましょうか。御意見等がございましたら、よろしくお願い申し上げます。
委員	長谷川委員を推薦したいと思います。自己紹介を聞いていまして、法律知識が豊富であろうかと思うこと、また、改選前、前回までの審議会におきましては、会長職務代理を務められたことから、当審議会への見識はおありかと思ひ、会長には適任かと存じます。よろしくお願いいたします。
情報・法務担当部長	ありがとうございます。ただいま長谷川委員を会長にとの御意見でございますけれども、皆様はいかがでしょう。
(異議なし)	
情報・法務担当部長	ありがとうございます。それでは、長谷川委員が会長に選出をされましたので、長谷川委員にこれからの進行をお願いしたいと思ひます。長谷川委員、会長席にお移りいただきまして、御挨拶をお願いできればと存じます。
会長	ただいま会長に御選任いただきました、長谷川武弘でございます。よろしくお願い申し上げます。経験豊富というような御推薦のお言葉を頂きましたけれども、私はこの審議会には4年前から参加しておりまして、まだ右も左もわからない程度しか知識はありませんけれども、弁護士をやっておりますので、法律的な問題についてある程度お話ができるかというように思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。 引き続きまして、会長職務代理の選出でございます。会長職務代理は会長に事故があるとき、代わりを務めさせていただく方でございます。審議会条例第4条第3項によりまして、会長が指名することになっております。したがって私から指名をさせていただきます。つきましては、区の事情にも通じておられる新保委員をお願いしようと思ひますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、新保委員、職務代理の席にお移りいただきたいと思ひます。よろしくお願い申し上げます。
職務代理	職務代理を仰せ付けられました慶應義塾大学の新保と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
会長	次に、次第5に移ります。資料1、審議会の所掌事項等について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。
審議会の所掌事項等について	
情報政策課長	審議会の所掌事項等について説明する。
会長	ただいまの事務局からの御説明について何か御質問はございませんか。特に御質問はないようですので、次第6に移ります。審議会条例第7条の2第1項に基づき設置された部会について、事務局から御説明をお願いします。
情報政策課長	事務局から部会の設置について、改めて御説明申し上げます。審議会条例第7条の2第1項に基づいて設置された部会として、これまで「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住民基本台帳ネットワークシステ

	<p>ム運用監視部会」がございませう。これら部会の所掌に該当する事項につきましては、引き続き部会にて事前に御審議いただきまして、その結果を踏まえ審議会にて答申を頂きたいと存じます。また平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されました。情報提供ネットワークシステムの運用につきましては、総務省作成の情報提供ネットワーク接続運用規程に準拠することとされておりますことから、杉並区においても、本規程を基に運用を行ってまいります。そのため今後、自治体が運用管理する範囲の運用が適正であるかの監視が必要になると考えております。監視に当たりましては、情報セキュリティの専門的な知識に基づいて、適正な運用であることを確認していただき、あらかじめ部会にて御審議いただきたいと考えております。なお、部会設置に当たっては、これまでの「住民基本台帳ネットワークシステム運用監視部会」の所掌に、情報提供ネットワークシステムの運用監視を追加し、1 つの部会としていただきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局から御説明がありましたが、諮問の内容によっては検討に時間がかかるもの、又は専門的な知見を必要とするものもございませう。そうした案件につきましてはその場で答申を行わずに、審議会と審議会の間で専門の部会を開いて時間をかけて検討し、その結果を受けて、改めて審議し、結論を出すという方法を取ってきております。事務局からの説明によりますと、第三者点検部会については、これまでどおりの運用として、情報提供ネットワークの運用監視については、当審議会において住民基本台帳ネットワークと同様に、運用監視を行ってほしいと。また住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークを統合した部会を設置してほしいとのことですが、御意見、御質問はございませうか。特になさそうですので、事務局から御説明のありましたとおり、審議会の部会として、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」と「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」を設置することとしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。特に異議もないようですので、設置するというにしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」の部会長及び部会の委員について、こちらは審議会条例第 7 条の 2 第 2 項に基づき、会長が指名することとなっております。ということですので、私から指名させていただきます。まず第三者部会の委員ですが、引き続き、佐藤委員、新保委員、水町委員、渡邊委員、それと私の 5 名で部会を構成したいと思ひます。部会長につきましては、これまで部会長を務められました新保委員が会長職務代理になられましたので、マイナンバー制度に精通されておられる水町委員を部会長に指名したいと思ひます。</p> <p>続いて、住基ネット・情報提供ネットワーク運用監視部会の委員ですが、これまで 3 名で構成してございましたけれども、部会の所掌範囲が拡大となるため、私のほかに水町委員、渡邊委員にも参加していただき、第三者点検部会と同じく 5 名で構成したいと思ひます。部会長については、引き続き、佐藤委員を指名したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に次第の 7 に移ります。会議録の作成方法等です。本日の審議の進め方で</p>

	<p>すが、まず、お配りしてあります次第にあるように、前回の会議録の確定を行いたいと思います。次に報告・諮問事項の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、会議録の方法と第1回会議録について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>会議録の作成方法について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、何か御質問等ありますか。今の御説明のとおり、従前どおりの会議録の作成方法でよろしいでしょうか。ありがとうございます。今の説明にありましたとおり、名前の入った会議録がお手元にあると思いますけれども、これについて事務局から修正、補足等があれば、それをまず伺います。</p>
情報政策課長	<p>特段ございませんので、御確認をお願いいたします。</p>
会長	<p>特段修正や補足はないということですので、お配りされましたこの会議録について、これで確定してよろしいかどうか、それをお諮りしたいと思います。特にございませんか。ありがとうございます。このまま確定といたします。正式には委員の名前のないものが後ほど配られると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、次第8に移ります。資料3の、「第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項」が配布されていると思います。これについて、まず、情報・法務担当部長から、諮問文を読み上げていただきます。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長から諮問をお受けしました。ところで、当審議会では、審議の進め方について従来からルールと言えるものがございしますので、委員の皆様方に是非御協力を頂きたいと思っております。御協力をお願いしたい事項は3つございします。まず、第1に、諮問については、質問と意見を分けて審議をするということです。質問と意見が交じりますと整理がつきませんので、当審議会の意思を明確にするためにはっきりと分けて行っております。御質問は御自分だけが理解するためではなく、ほかの委員にもその問題点を共有していただけるように、明確にわかりやすく、広い視点からお願いしたいと思います。そして、質問が出尽くしたと思われるところで、また議事進行の都合により質問を打ち切らせていただきます。その後は御意見を頂戴することになります。このようなやり方で進めたいと思っております。</p> <p>また、第2に、諮問に対する意見の内容についてです。当審議会では区で予定されている事業について、個人情報保護の観点から適正であるかどうかについて承認、あるいは不承認とするか、区長から意見を聞かれています。御意見は、例えば諮問事項について承認する場合に、こういう条件でやってもらいたいというようなことを付けたり、あるいは不承認の場合は、その理由を述べていただきたいと思います。御意見を頂戴した後は、審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、出席委員の過半数で決めます。可否同数のときは会長が決めることになっておりますので、よろしく願いいたします。また、先ほどのとおり、当審議会では、その事業が個人情報保護の観点から適正であるかどうか、について意見を聞かれています。したがって、その事業は効果</p>

	<p>がないからやめたほうがいいであるとか、その事業をやるためにはこういう考え方のほうが良いというような意見を頂く場合が、他の審議会では見受けられるということのようですけれども、このような御意見は御遠慮いただきたいと思ひます。当審議会としましては、諮問を受けておりませんので、この点どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>第3に発言の際の留意事項です。これは会議録をきちんと作成するために大事なことですが、大変恐縮ですが、まず挙手をしていただきまして、私から指名されてから発言するようお願いしたいと思ひます。会長の指名を受けないまま複数の方が同時に発言をされたり、その内容によって議論に熱が入り、会長に無断でキャッチボールをするようなことがあつては記録が取れません。そのような不明瞭な話し方をしないようお願いいたします。説明に応ずる実施機関、事務局の方は説明を急ぐあまり、このようなことが見受けられますけれども、特にそういうやり取りをしないようお願いをいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従ひまして、審議をしていきたいと思ひます。初めに、報告第8号から報告第11号について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
報告第8号～第11号	
情報政策課長	報告第8号、報告第9号について説明する。
情報システム担当課長	報告第10号について説明する。
情報政策課長	報告第11号について説明する。
会長	ただいまの報告第8号から第11号までの説明について御質問はありませんか。
委員	報告第8号の情報公開制度の実施状況について少しお聞きしたいと思ひます。情報公開制度の請求が来てから可否の決定までの手順を具体的に教えてください。
情報政策課長	杉並区情報公開条例に基づいて情報公開請求がありますと、情報を特定し、所管課に対して特定した情報の提出を依頼します。提出のあつた情報から、個人情報を中心とした不開示情報をマスキングし、複写して請求者にお出しするという手順になっております。基本的には2週間で公開決定をするのが原則ですが、情報の量、またその可否決定の難易度によっては延長をしております。
委員	その手順の中で、情報の不開示若しくは存否の応答拒否を判断するのは、その情報を持っている部署で行うのですか。それとも、別の部署でその情報を見て判断をされるのですか。
情報政策課長	基本的には実施機関で第一次的な判断をしております。その後、場合によっては実施機関と判断が異なることもありますが、情報政策課で杉並区情報公開条例にのっとり最終的な判断を行っております。
委員	こういう質問をしているのは、昨今、国でも防衛省や文科省で情報の隠ぺいではないかといわれるような問題や、内部告発的な内容、その部署として区民に知られてはまずい、有権者に知られてはまずいような情報を隠してしまうという体質が取り上げられているからです。そういった状況が区で発生しないか

	どうかというのは、どのように保障されているのか確認させてください。
情報政策課長	目的に記載のとおり、区民の知る権利を保障しまして公正で開かれた区政の進展を図るということです。情報政策課としては、全ての該当する情報の提示を求めまして、基本的には公開を原則として、条例にのっとって非公開にしなければいけない部分だけは非公開にするという対応をしております。
委員	情報政策課としてはそういう姿勢であるべきだと思うのですが、例えば所管部署のほうで、最初にその情報自体を情報政策課に提示しない可能性も出てくるわけですよね。
情報政策課長	基本的には同じ職員というか、私どもも異動によっていろいろな部署を動いていまして、どのような情報があるかというのは大体想定できますので、基本的には全ての情報を出していただくという原則で対応しております。
委員	例えば6ページのNo.157と158、これは情報公開請求の内容及び処理状況の5枚目ですが、請求内容としては、「高円寺地域小中一貫教育校の校舎が4階建から6階建に変更された理由・経緯がわかる文書」というもので、これが区長宛てと教育委員会宛てに請求が出されているのです。決定区分は「不存在」という形で非公開になっているのですが、こういった経緯がわかる文書は、私たち一般区民からすると通常残っていて当たり前だと思っています。それが不存在というのはおかしくないかと思ってしまうのです。この高円寺中学校の建て替えの経緯はいろいろあるのでそちらの問題ではなく、この情報が本当に不存在だったのかどうなのか、疑問がこれを見ただけでもあるのですが、どのように判断されているのでしょうか。
情報・法務担当部長	個別の案件については、ただいま詳細な資料がありませんので、具体的な経緯というかそれを申し上げることはございませんが、基本的には不存在ということで、実施機関のほうでは管理していないということで決定したということだと思います。この情報公開制度は、あくまでも請求者と実施機関との関係です。請求者が請求内容に対して、実施機関の決定ということで満足されるかどうかだと思います。それに対して、もし御異議というか、不服があればきちんと審査請求制度を教示して御案内しておりますので、そちらのほうできちんと権利保障はなされるという仕組みになっております。
委員	この報告だけからどこが良い、どこが悪いとかという部分で指摘をするつもりはないのですが、情報公開制度は区民の権利を守るために作られているところで、区としてもその意味を把握されて区民に対する情報公開をしっかりとやっていただきたいという思いがありまして、質問をさせていただきました。
会長	今、部長から説明がありましたように、この処理について不服があればそれなりの救済手段があるということです。そこまではこの審議会では突っ込めない話ですので御了承いただきたいと思います。第8号から第11号までの報告事項について、ほかに御質問ございますか。
委員	報告第11号について質問があります。利用課60課の所に「学校は1課とする」と記されております。24ページの業務の289以降、学校と書かれているのがその1課かと思うのですが、括弧書きの中で「庶務課学校ICT推進担当」と記されております。学校と庶務課を分ける必要を教えてくださいましてしよ

	うか。
情報政策課長	学校のほうでは独自のシステムを入れております。庶務課だけで単体で運用しているものと、学校をネットワークとして運営しているもの、また単体の学校でネットワークを組んでいるもの、そういったものがありますので、こういった分けにしております。
会長	ほかに御質問ございますか。特にないようでしたら、報告第8号から報告第11号まで了承としたいと思います。 それでは諮問第1号、第2号に移ります。事務局から説明をお願いします。
諮問第1号、第2号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいま諮問第1号、第2号について説明を頂きましたが、御質問のある方はどうぞ。
委員	諮問第1号、訪問の追加ということです。これはあくまでも滞納者のみということでしょうか。
納税課長	滞納している方の訪問ということになります。
委員	今回、これまで電話だけで行っていたものを訪問という形にされるという拡大になるのですが、滞納されている方だけということで、しかもこの中には電話をかけてもつながらない人、文書を送っても応答がない人となっていますが、この「など」の中にはどういう人たちを想定されているのでしょうか。
納税課長	そもそも電話番号のわからない方、電話番号がわかっても電話をかけて御不在の方、催告書等を送っても何ら連絡がない方、そういう方たちに対して訪問を行っていきたいと考えているところです。
委員	これまで電話をかけて、あるいは文書を送って応答があった人たちは、その対象から外れると受け止めてよろしいのでしょうか。
納税課長	今の段階でそういう方たちも一緒には思っておりません。ただ、やっていく中で余裕があれば、御訪問するということもあるかと思っております。
委員	これまでも区の職員が直接訪問することもあったかと思うのですが、訪問する際に守るべきプライバシーもあると思います。やはり区の職員が訪問されたということで、地域ではいろいろなうわさになったりすることも懸念材料なのですが、これまで区の職員がやってきたことの経験に基づく留意点とか、あるいは教訓はどのように今後伝えられていくのでしょうか。
納税課長	今まで私どもが経験してきたことについては、適切に事業者には引継ぎをしておきたいと考えております。現在、納付センターで電話をかけている業務を担っている事業者ですので、今までも滞納に関するプライバシーの保護については、詳しく周知が行き届いていると思っておりますが、業務を行うに当たりましては、なお一層丁寧に引継ぎをしていきたいと考えております。
委員	公権力の行使につながるかどうかとあって、当初、私は大変危惧しました。ただ、いろいろ調べてみますと、法令上はこの訪問については一応できるという考え方もあるようで、23区でも、少ないですが行っている所もあることもわかりました。ただ、これまでの窓口業務とは違って、やはり訪問する対象の名簿や、あるいは情報を持って行くわけですね。その点では、また業務効率を上

	<p>げるためにということで、持ち出す情報を増やすこともあるかと思いますが、その点ではやはり個人情報の漏えいが大変危惧されると思うのです。その点についてはどのような措置が講じられるのか確認をしておきます。</p>
納税課長	<p>個人情報の紛失が非常に怖いと思っておりますので、セキュリティを万全にしていきたいと考えております。現時点では、個人情報はペーパーで持ち出す予定ですが、当日訪問する件数のみ出力してケースに入れます。ケースはかばんとつなげて括り付けておくようにします。かばんはたすきがけにし、体の一部分とチェーンでつなぐことを考えております。置き忘れということがないように万全を期していきたいと考えております。</p>
委員	<p>資料の中では、これからの当該年度に 5,000 人以上の訪問を目指すことも書かれていますが、どういう形で訪問が実施されるのか、少し懸念を持っているのです。訪問対象者は先ほどおっしゃっていた方々だと思うのですが、今日はどこを回るとか、どういう人たちを対象にするといった判断があると思います。今回は住民税の納税についてですが、場合によっては国保の滞納と重なっている方々もいらっしゃいます。そういった情報はどこまで委託業者に渡されていて、対象を回る判断と言いますか、基準、これはどこが判断してお願いするのかを確認させてください。</p>
納税課長	<p>今年度は納税の部分だけで行いたいと考えております。今日どこを回ろうかという判断は事業者でやってもらう形にはなりますが、そもそもこの 5,000 人を対象にするかは、私ども納税課で戦略的に考えていきたいと思っております。例えば、今年度は金額が幾らから幾らまでの滞納があって、なおかつ年度としては比較的滞納になってから年数の浅い者をターゲットにするとか、年度によっては回収不能な方に対象を絞るといった形で、納税課がきちんと戦略的に考えた者をターゲットとして事業者に指示します。その後の、今日は阿佐ヶ谷地区を回る、今日は高円寺地区を回るという判断は事業者のほうでやるように考えております。</p>
委員	<p>区の職員でもなかなかできなかった課題だと私は受け止めているのです。家族間にもいろいろな関係があって、今回渡される個人情報の中には性別の記載などもあって、多分、訪問された方は御本人確認を当事者にする、状況を見て、お姿を見て確認されることもあるのだろうと思うのです。性別の関係で、LGBTの課題がずっとこの杉並区情報公開・個人情報保護審議会の中でも委員からいろいろ提案もあったと思うのですが、性別等に当たらないという方もいらっしゃるのです、どのように御本人と判断されるのかというのが1点。</p> <p>それから、先ほど申し上げたように家族間にもいろいろ事情があったりして、本当に本人なのかどうかの確認をどのようにされるのかということ。家族によっては、なぜ来たのですかという質問をします。そのときに、税金を払っていないという事実がほかの家族に知れ渡ること、それから、集合住宅では、マンションなどは簡単には入れない所があって、入ろうとしても管理人が、どこから来たのかを確認すると思います。そこでも、やはり知られたくない個人情報が場合によっては漏れてしまうことも懸念しています。それにどのように対応されるのか、配慮されるのかを確認させてください。</p>

納税課長	LGBTかどうかという問題の前に、必ず御本人様とやり取りをするときには確認をさせていただいておりますので、何々様御本人様ですかということでお話をするのは大前提だと考えております。御家族の方が出てきた場合、御本人がいらっしゃらないような場合については、私どもは差し置きの文書を考えていますが、差し置きの文書そのものを手渡すのではなくて、それはきちんと封筒に入れて内容がわからないようにして、御本人様にお渡しくださいということで封をしたものをお渡しします。また、御不在のお宅についても、区役所の職員が納税をしていただくために尋ねてきたことがわかるものを差し置き文書としますが、それについても、封筒に入れて御本人以外が開けることがないようにして置いてくるつもりです。
委員	管理人がそこに来られた業者に対して確認をするときに、どういう対応をするのですか、名のるのですか。
納税課長	管理人にわざわざ開けてもらわなければいけないようなマンションの場合には、御本人のお部屋番号のボタンを押して在宅確認をし、いらっしゃらなければ差し置きになるかと思えます。ただ、不審がられて管理人さんに聞かれるような場合もあるかと思えますので、その際には杉並区役所だということは名のることになるかと思っています。
委員	最後に回る体制です。本当に地域の人たちは、知らない方が尋ねて来るだけでいろいろ注目も浴びたりするのです。当初はどのような人数体制で回ることを予定されているのか確認をしておきます。
納税課長	大切な個人情報を持って訪問という形になりますので、当初、慣れるまでの間は、2人の体制で訪問に何うことにしたいと考えております。慣れて安全性等が確認できれば、1人の訪問に移していきたいと考えております。
委員	納付センターに関する業務について、私も質問させていただきます。まず、納付センターは外部委託しているということで、電話で対応されているということなのですが、納付センターというのは、現在何名体制となっていて、今後、訪問を始めるとなったら何名ぐらい増やすのか、教えてください。
納税課長	現在は業務責任者2名、オペレーター兼副業務責任者1名、オペレーター15名、合計18名でやっております。訪問ですけれども、先ほどお話したとおり、2人の体制と考えておりますので、2人×チーム数ということで、何チーム組むかというところについて、人員を別個に用意してもらおうつもりです。
委員	その訪問のチーム数というのは、何チーム想定しているのでしょうか。
納税課長	最終的には5チームぐらい回らせたいと思っておりますが、1人で回るときに5チームと考えておりますので、当初は3チーム程度になるかと思っております。
委員	現状18名体制から5名増えて23名の体制になるということですね。今、この納付センターは、委託している事業者の事務所というのは、庁舎内ではなくて庁舎外にあるのですか。
納税課長	現在、委託している事業者の電話をするスペースということでよろしいですか。それは納税課の中に囲ったスペースを用意しております。
委員	今後、訪問するとなると民間の事業者でも最初に朝の打合せをして、そこか

	ら今日はどこどこに行きますと上司に報告して、スタートしていくわけですが、そういう事業所というの、区役所の庁舎内になるのですか。
納税課長	同じスペースを使ってまいりたいと考えております。
委員	そういう意味では、区役所内で情報が管理されると認識してよいのですね。
納税課長	はい、そのとおりです。
委員	26 ページの外部委託記録票の中では、「複写及び複製の禁止」という形の項目があります。今までのように電話をかけるだけであれば、パソコンの情報から電話をかけて、内容を打ち込んでという形になると思うのですが、今後はペーパーで打ち出すとおっしゃってございまして、このペーパーで打ち出すということが、複写及び複製にあたるのか、その辺の判断はいかがでしょうか。
納税課長	必要なものについては、複写複製とは考えておりません。持ち出したものについて複写複製を取られないように、制限をかけようと考えております。
情報政策課長	その複写複製の禁止なのですが、基本的には区から委託された場合、区の承諾なしに複写複製を行うことを禁止しているものですから、あらかじめ委託の中に含まれている場合は、複写も複製もできるということです。
委員	ペーパーで打ち出したものについて、持ち出すときはケースに入れてということですが、持ち出す前、若しくは持ち帰ってきたとき、近くにコピー機があったらそこでコピーをする、若しくは携帯電話があったら、写真を撮り、複写複製ができてしまう可能性があると思うのですが、事業スペースの中でそういったことを制限するようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。
納税課長	今、納税課内にある電話のスペースの中に入る際には、携帯電話等が持ち込まれないように、そのスペースの外側にロッカー、それから洋服を置くようなスペースなどを用意しております。中にはそういう機械が何も持ち込めないようになっておりますので、大丈夫だと考えております。
委員	例えば、その電話のスペースにコピー機があつてということなどは大丈夫なののでしょうか。
納税課長	コピーにつきましても、納税課内にあるコピー機を使わせています。その執務室内にコピーは用意しておりません。
委員	了解いたしました。次に、諮問第2号の高齢者生活支援サービスに関する業務について、少しだけ確認したいと思っております。ICTを活用して高齢者の方々の安否確認などをやっていくということですが、現在、実施している高齢者緊急通報システムの安心センサーや、高齢者安心コールなど、安否確認をするには、そういう制度というかシステムがあるのですけれども、わざわざこれを付けることによって、何が変わるのかなと思っております。
高齢者在宅支援課長	今の見守りではお互いに顔が見える状況というのが、訪問する以外ありませんので、そういった意味でテレビ電話、若しくはスマホやタブレットを活用したいと考えています。今まで訪問が高齢者にとって負担になっていた部分もあるかと思っておりますので、こういったところが負担なのか、あるいは、そうではないといったことを、テレビ電話等を利用して、分析しようと考えております。
委員	今回の外部委託については、機器の提供・設置、通信環境の提供ということで、いわゆるICT環境を整えるための業者が外部委託を受けるというところ

	で、実際に高齢者の方々と日常的にやり取りするのは、ケア 24 の方々という認識でいいのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	委員がおっしゃるとおりです。
委員	この機器などの貸与ですけれども、有償でしょうか、無償でしょうか。
高齢者在宅支援課長	モデル事業ですので、無償で考えています。
委員	ケア 24 ごとの 3 人というので計 15 人、これはどうやって選ぶのですか。
高齢者在宅支援課長	まずは希望をとるという形で、このモデル事業のデモを少し見ていただいて、活用方法など興味がわく部分を、お示ししようとは思っています。ただ、なかなか手が挙がらないことや、対象のモニターの高齢者がいらっしゃらないということも考えられますので、そういったときにはご協力をお願いすることになるかもしれません。高齢化率の高い地域、少し見守りが心配な地域という部分を選択して、事業に参加していただくことができると考えております。
委員	地域包括ケアの文言もあるのでありますが、これは介護保険や新しい総合事業とか、そういう位置付けになるのでしょうか。これは完全に新しいモデル事業ですよ。
高齢者在宅支援課長	特にそういった事業としては捉えてはいないのですが、いわゆる見守り事業の 1 つと考えて、進めていきたいと考えています。
委員	そうすると、今後これは検証しつつ発展させよう、推進しようという方向性ということですか。
高齢者在宅支援課長	委員がおっしゃるとおりで、今後、検証によってどう広げていくか、どこに効果があるのかということを見極めて、進めていければと思っております。
委員	高齢者ですけれども、障害のある高齢者は対象に入りますか。
高齢者在宅支援課長	該当としては 75 歳以上と、先ほど説明があった対象者という形でありまして、入ると考えておりますが、今回、大変申し訳ないのですが、モデル事業ということで、いろいろな意味で検証も含めて、回答が得られるということも少し考えていきたいと思っております。そういった検証の効果や回答ということで、できる方であれば、該当していくかなとは考えております。
委員	それは介護している方が、この方にそういうモニターが適しているのではないかと、付けてほしいという申し入れができるようであれば。本人 1 人が対象になるわけですよ、介護者がいる場合は対象にはならないのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	そうですね、できれば 1 対 1 でうまく話ができればと思いますが、当然高齢者同士でお住まいの方や、介護を受けている高齢者の方で、ケア 24 のほうが、「この方は適している」ということであれば、そういった方も対象にできるかと考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。なければ質問は打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第 1 号の納付センターに関する業務についてですけれども、そもそもこの納付センターについて、外部委託をするということ自体が個人情報のリスクを高めるということで、従前よりかなり私は問題があるかなと考えております。

	<p>そもそも区役所という個人情報を受け持っている事業主体から、外部委託をして、その事業主体からどんどん離れれば離れるほど、情報漏えいのリスクは高くなります。納付センターのあり方自体、さらに訪問をしていく、情報を外に持ち出すというところで、今回この納付センターに関する業務、諮問第1号については、承認はできないという立場を取らせていただきたいと思います。</p> <p>高齢者生活支援サービスに関する業務につきましては、今回新たなモデル事業で検証を兼ねてということで、個人情報についても機器の提供の部分でありますので、その取扱いには重々慎重になっていただいて、今回は承認とさせていただきます。</p> <p>不承認とさせていただいた納付センターに関する業務についてですけれども、このままきつと多数決で承認され、制度が進むと思うので、その際は紛失にだけは十分気を付けていただきたいと思いますということを、要望として付けさせていただきます。</p>
委員	<p>この諮問第1号につきましては、私も不承認とさせていただきます。庁舎外に資料を持ち出す、しかも業務委託であるということの関係から、やはり情報漏えいの危険性、また訪問される側の、訪問されることで知られてしまう情報のリスク、その点で大変私は懸念があり、慎重に対応するべきだと思っています。その点では、まだまだ検証の余地もあると感じてはいるのですが、今回の諮問については、先ほど申し上げましたように、不承認とさせていただきます。</p>
委員	<p>諮問第1号についてです。先ほど滞納者に限定ということで御回答いただきましたが、仮に訪問したときに、前日に納付していましたがというケースも考えられるかと思っています。その場合は滞納者ではありません。電話や文書等であれば問題ないかと思えますけれども、訪問ということは、非常に近隣の目から見られるというデリケートな問題かと思えますので、その滞納の定義、例えば催告書とか、そういったものを発行したという事実をもって考えるのかどうか。そういった委託の追加項目を、しっかりと明記なりしていただくことが必要だと思います。意見を申し上げまして、私は承認とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>以上の御意見を基にして、諮問第1号及び第2号については、決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして報告第12号、第13号について、御説明をお願いします。</p>
報告第12号、第13号	
情報政策課長	<p>報告第12号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第13号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、御質問ありますか。特に御質問がないということで、第12号及び第13号は了承とさせていただきます。</p>
諮問第3号、第4号	
会長	<p>続いて、諮問第3号及び第4号に移ります。こちらについては第1回審議会でも報告のありました、「平成29年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情</p>

	<p>報提供ネットワークシステムに係る業務のセキュリティ運用計画」に基づくものと認識しますが、何か補足説明はありますでしょうか。</p>
区民課長	<p>諮問第3号について、審議会にお願いしたい項目は昨年と同様ですが、1点補足させていただきます。総務省が提示するチェックリストに基づく自己点検の実施について、今回は平成29年6月23日までに自己点検の結果を東京都へ報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その妥当性を諮問させていただきます。</p>
情報政策課長	<p>諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。51から55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとおり、専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっております。</p> <p>7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開始され、自治体等の機関間の情報連携及びマイナポータルのサービスが始まっております。そのため、区が管理する中間サーバー接続端末等の情報セキュリティの運用監視状況につきましても、住民基本台帳ネットワークと同様に、監視の必要が出てまいりましたので、今回、お諮りするものです。1の住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、区民課長より説明申し上げます。</p>
区民課長	<p>52ページの別紙1を御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げたように、審議会にお願いしたい項目は3つあり、昨年、住基ネット運用監視部会で御審議いただいた項目と同じです。1つ目は総務省が提示しているチェックリストに基づく自己点検の実施についてですが、住基ネット等に関するチェック項目として、約130の設問があり、区の対策状況等を年1回、回答しております。今回は平成29年6月23日までに東京都へ回答した内容の妥当性を諮問させていただきます。</p> <p>2つ目が住基ネット緊急対策会議と緊急時対応訓練の実施内容についてです。訓練としては緊急時の連絡体制の確認等の訓練を行っております。この訓練内容等について、事前に点検をお願いします。</p> <p>最後に、住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケートの実施についてですが、住基ネット業務に従事している職員を対象にアンケートを行い、セキュリティ対策の向上等を行っております。また、昨年度の審議会の意見を反映し、今年度は無記名で実施する予定です。アンケートの内容について事前に点検をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>別紙2につきまして、私のほうから説明させていただきます。54、55ページを御覧ください。今回、諮問を行う事項は、1.(1)が総務省「情報提供ネットワーク接続運用規程」に定める「安全管理措置一覧及び自己点検表」に基づく自己点検です。(2)が情報提供ネットワーク緊急時対応訓練、(3)が情報提供ネットワーク安全措置実施状況等に関する職員アンケートです。各項目の諮問目的は、ほぼ住民基本台帳ネットワークシステムと同様であり、また内容についても類似の内容ということで示しております。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、御質問のある方はいますか。</p>
委員	<p>今の諮問内容についてですが、住民基本台帳ネットワークのシステムに関しては、これを利用する部署について、従前から杉並区では、民間の第三者の認</p>

	証制度である I SMS 認証を取得していたと思うのですが、今回、情報提供ネットワークのほうの利用部署について I SMS 認証を取得することにしたのかどうかということについて、もし決まっていればお知らせください。
情報政策課長	情報提供ネットワークを使用する部署ということで、特定個人情報利用課が対象になるのですが、新たに機器を設置するのは、今のところ福祉事務所 3 か所となっております。情報提供ネットワークの範囲を含めて I SMS 認証を実施するかどうかについては、今年度に検証して、来年度以降に対応していきたいと考えております。やるかやらないかについては、まだ決定しておりません。
会長	ほかに質問はありますか。本諮問につきましては、まずは細かくその適正さを確認すべきだと思います。住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において、事前の確認を行ってほしいと思います。その内容を次回の第 3 回審議会におきまして部会のほうから御報告を頂いて、それを受けて答申したいと考えております。なお、部会の運営につきましては、部会長となりました佐藤委員に一任したいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、事務局のほうで部会長と調整の上、部会を開催していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは、今日、御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申をしていきたいと思っております。これから事務局のほうで答申案文をお配りいたします。その内容を御確認いただきたいと思っております。
(答申案文の配布)	
会長	お手元に答申案が回ったと思いますが、この内容でよろしいかどうか、お聞きします。この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	ありがとうございます。それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡ししたいと思います。
会長	次に一般報告が 2 件あります。子育て支援課、高齢者在宅支援課からの説明をお願いします。
一般報告	
子育て支援課長	報告の前に一言おわびを申し上げます。この度の口座振替の誤送付については、区民の大変重要な個人情報を、他の区民にお送りするという重大な事案でした。私どもも日夜業務に努めているところですが、こういう重大な案件が発生してしまったことについては、心より反省しております。再発防止策を十分に取しながら、事業主管課として対応するとともに、委託している事業者とも連携、研修といったものを行いながら再発防止に努め、区民の信頼を回復するように努めてまいりたいと考えております。 案件について御報告いたします。56 ページを御覧ください。口座振替依頼の誤送付についてです。事案の概要です。平成 29 年 5 月 26 日金曜日、午後 2 時頃、子育て応援券の有償券の購入希望者から、区の郵送物の中に第三者の口座振替依頼書が混入しているということで、子育て支援課に連絡がありました。混入していた口座振替依頼書は、購入費用を引き落とした口座の手に不備が

	<p>ある旨を通知するものであり、区が発送業務を委託している事業者をお願いをして、5月24日に郵送したものでした。委託事業者内では、区から送付される書類を、1件につき1つのクリアファイルにとじ込んで、書類の紛失・混入がないように管理していましたが、この案件についてはクリアファイルの中に2件の口座振替依頼書がとじ込まれ、そのまま郵送してしまったために発生した事案です。</p> <p>2点目は、流出した個人情報です。保護者の氏名、住所、銀行名、支店名、口座番号、印影、児童氏名です。</p> <p>区の対応です。流出した該当者等への事故報告と謝罪をまず行いました。連絡者からの連絡を受けて、担当係長が直ちに連絡者のもとへ伺い、謝罪し、混入した口座振替依頼書を確認し、回収を行いました。それを区役所に持ち帰った後に、所管課長及び担当係長が、混入した口座振替依頼書の対象者宅に赴き、事故の経過を説明の上、謝罪いたしました。委託事業者については、事故発生の原因調査及び再発防止策を講ずるよう指示し、この日は金曜日でしたので、月曜日に来所させ、その報告をさせております。</p> <p>報道機関への情報提供ですが、5月26日当日の午後7時半頃、広報課を通じ、報道機関に対して事故について情報提供を行いました。</p> <p>再発防止策等です。委託事業者において、クリアファイルにとじる作業者と点検者による点検を別々に行うことで、件数確認を徹底すること。また、受取時の件数と、発送件数の照合を正確にきっちり行うこと。また、発送物の重量を計測し、疑義がある場合は責任者への報告を行い、必要があれば開封して点検を行うことといたしました。なお、本日も当事業者とミーティング等を行いましたけれども、引き続き研修ならびに事故防止に向けての徹底したマニュアルの作成等を行っているということです。</p>
<p>高齢者在宅支援課長</p>	<p>感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書の紛失について御報告させていただきます。その前に、本件の紛失事故については利用者の方、関係の方々に大変多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>概要について報告いたします。防災課のほうでは、区内の災害時火災危険度の高い地域に対し、感震ブレーカー設置支援事業を行っております。高齢者在宅支援課では、区内の65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家具転倒防止器材の取付を行い、震災時の対応を行っております。両事業については、区内の建設業を営む事業者団体に設置・取付を委託していて、会員が設置・取付を行っております。この会員が、平成29年6月12日にバイクで移動中に、設置・取付を行う対象者の個人情報の記載された書類を紛失したことを、翌13日の朝に気が付き、団体責任者を通し、警察に紛失届を提出した後、前日の移動経路を捜索したが、見つかっていないということです。</p> <p>紛失した個人情報は、感震ブレーカー設置委託リスト、これは1枚ですが、中に26名分の記載がありました。リストに記載された個人情報は氏名、住所、電話番号、家の所有状況です。</p> <p>家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書については、8名分の計画書です。計画書に記載された個人情報は、氏名、住所、電話番号、家の所有状況です。</p>

	<p>家具転倒防止器具取付見取図とありますが、これについては設置が行われた後、簡単な設置箇所の見取図を書いてありますので、室内の見取図ということで、この8名分のうち3名分の記載がされたものがありました。</p> <p>区の対応です。事故の公表と謝罪については、6月13日に報道機関への情報提供を行うとともに、上記のリスト及び調査書兼実施計画書に記載された計34名に対し、謝罪と経過説明を行い、6月15日までに完了しました。</p> <p>再発防止策等です。再発防止に向け、団体は会員に対し、今回の事故について周知し、情報資産の適切な管理を促しました。個人情報の研修については毎年実施されているところですが、この事故を踏まえ、団体はすぐに6月26日に個人情報保護の研修を行い、研修を受講した会員のみならず仕事を依頼するようにし、個人情報保護の徹底を図るということを対策としております。</p>
会長	<p>ただいま2つの一般報告がありましたが、何か御質問はありますか。</p>
委員	<p>2つのことについて質問させていただきます。質問の前に、こういった誤送付や、紛失というのが毎回毎回この審議会で報告されて、毎回毎回全庁的に対応しますというように言われるのですけれども、やはり発生するというのは、毎回この審議会に参加し、改善を求めている立場として、すごくショックを受けております。</p> <p>前回の議事録を見ると、ダブルチェックができていなかったという誤送付の問題で、ルールが徹底されているのか、ルールがリスクを回避するものになっているのか、そういう部分を見直してもらいたいという話をさせていただいたときに、情報政策課長から、ルールは示しているけれども、きちんと守られていなかったということなので、今後の追跡調査も含め、きちんとルールが守られているかどうか、こちらとしてもチェックするような体制を整えてまいりたいと思います、というお答えを頂いています。</p> <p>正直その審議会があつてからすぐに、こういう誤送付が発生している。実際に全庁的なチェックをするような体制をどのように整えてきたのか、まず確認させていただきます。</p>
情報政策課長	<p>こういう事故が一向に止まらずに、起きてしまったことは大変な事態だと認識しております。全庁的に副区長からも依命通達があり、こういうものの再発防止を徹底するよという趣旨でした。情報政策課としても、こういう事故については、まず再発防止策の策定に当たり、情報政策課がきちっと目を通し、確実な実施が図れるかどうか。また、具体的にいつどこでダブルチェックをすることが図れるかどうかという点を確認し、所管課のほうにアドバイスをし、再発防止策を作成することを実施しております。</p> <p>実際に再発防止を実施した後、1か月ぐらいたってから内部監査と言いますか、私どものほうで実際に所管課に出向き、ヒアリング等をかけて、どのように対応しているかを確認した上で、再発防止を徹底していこうということで、前回の審議会の後にそういう体制を整えております。</p>
委員	<p>こういう誤送付や、紛失が発生した部署での再発防止策をしっかりと検証していくというのは言わば当たり前のことです。そうではなくて、今まだ発生していない部署で今後発生するリスクはないのかどうなのかといった事前の点検も</p>

	<p>必要だと思うのです。そういうことはやられているのでしょうか、それとも今後やっていくのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>内部点検ということで、各事務のほうでは年1回自己点検をやっていただき、その結果を踏まえて、危険性の高い所については、更にまた第三者点検というか、私どものほうで指導をする。年間5事務ですけれども、外部事業者を使って、システムを中心とした外部点検をやっております。年1回全庁対象の説明会も行って、今年は8月7日と14日に4回にわたって、全庁の対象者を集め、十分情報セキュリティに対して注意喚起をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>昨年から3回にわたって、私も審議会の資料を見返して、何度も何度もこの誤送付が発生しているというところを見ると、年1回の注意喚起だけでは、もしかしたら足りないのではと思うところもあります。もう一度そういうところを見直していただきたいと思います。</p> <p>それぞれ個別のことについて確認させていただきます。口座振替依頼書の誤送付についてです。そもそもこれは送付する前に、口座振替依頼書の管理自体が適切ではなかったという状況だった、というようにこの概要を読んで判断しました。クリアファイルにとじ込んでというところで、なぜ別々の人のものが1つのクリアファイルに入ってしまったのかというところは、どのように分析されているのでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>事業者においては、一つ一つの書類というのは2枚重ねの薄い書類のもので、混入や紛失といったことがないようにクリアファイルにとじ込んでいたわけです。たまたま何かの拍子に、2枚重ねのものが1つ後ろにくっついて、それでクリアファイルに入ってしまったと。クリアファイルは透明ですので、クリアファイルから出すことなく、いろいろな入力作業をして、最後に出して郵送するというような手順を採っています。そういう中で、最初にクリアファイルにきちんと一つ一つ入っているかというチェックが足りなかったということ、それから受取の確認と、発送の数の確認がきちんとなされていなかったということが、今回の発生の原因と考えております。</p>
委員	<p>今回は誤送付ということでこの事象が現れてきました。そもそも1つのクリアファイルの中に2件分入っていたということは、その裏に付いていた口座振替依頼書というのは、何の処理もされていなかったということですよ。その点でもとても問題があることだと思うのです。口座振替依頼書が届かなかった、本来届けなければいけないのだけれども届かなかった人がここで発生しているわけです。これは誤送付があったから、誤送付を受けた人が区に通報したからわかったことですが、本来区側から委託業者に依頼して、処理をしなければいけないという人数の仕事がされていなかったという問題もここに出てくるのです。その部分を確認する手立てとか、そういうのはないのでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>これについては、まず銀行に口座振替依頼書を提出いたします。今回の書類については、その依頼書に不備があったために、もう一度その方に戻すという作業の中で、区に1回戻していただいて、区からまた委託事業者に戻すということで、銀行でのチェックはできていました。ところが、区から委託事業者に戻したところの件数と、委託事業者が最終的に発送した件数というのは、最終</p>

	<p>的には違っていたということが確認できました。そういうことで、そういう確認がきちんとできていなかったところがあります。</p> <p>依頼書がきちんと届かなかった所の方については、正規のルートでの手続きができなかったものですから、こちらのほうで手処理で納付書を作って、きちんとお金を支払っていただき、期限に有償の応援券が届くよう手配いたしました。</p>
委員	<p>再発防止策のほうで、今回のクリアファイルにとじ込む作業で、別の点検者が点検を行うダブルチェックを行うというようになっています。その発送のときに、封入したものが正しいものなのか、宛先の方以外の書類が入っていないかとか、そういうのを確認するようなチェックを今後は行わないのでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>今後は、そういうチェックも行っていくということです。特に今回の事象だと、口座振替ができなかったということで、枚数的にはそんなに多くはありませんので、その辺はきちんとチェックしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>わかりました。しっかりと対応していただきたいと思います。</p> <p>感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書の紛失について確認します。今回紛失されたリストというのは、紙で1枚プリントアウトをして、それをケースに入れず紙状態で、裸の状態を持ち歩いていて紛失されたのでしょうか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>書類自身はクリップボードに束ねてピンで止めていました。留守の御自宅に、来ましたという名刺を入れていくのに、その書類を使って確認をして、入れて戻ったときに、その書類を通常は、バイクに鍵をかけて入れるボックスがあるのですけれども、そこに入れる、入れたつもりになっていたものが、多分上に乗せたまま、バイクを発進させてしまって、その経路の中で落ちて、紛失したという状況です。</p>
委員	<p>先ほど別の諮問事項で、訪問をする際に紙媒体はケースに入れて、かばんは、チェーンで、たすきがけで、体から離れないように対応するという話もあったのですが、そういう対策を今後は取らないのでしょうか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>こちらの団体と、覚書という形で、具体的な対策についてお互い交わしたところです。クリアファイルなりクリップボードに止めた後、かばんに入れて持ち運びを行うということも含め、覚書にしております。またバイクについては、書類をしっかりと入れたかというようなステッカーを貼って、目に付くようにして、必ず入れることを実施していただく。もちろんその書類を渡すときについても、口頭ですけれども、必ず個人情報に気を付けろよということも含めて実施していただくような覚書を交わせていただいています。</p>
委員	<p>対策としては少し弱い気がします。かばんに入れるように覚書をとんでも、物理的にかばんから離れてしまう。そうしたら、相手方に訪問したときの玄関先に置いてきてしまったとか、バイクの籠の上に置いてそのまま出発してしまったということもある。物理的に体から離れないとか、鎖やひもでつなげておくといったところまで対策を検討していただかないと、また発生するのではないかと感じてしまいます。これは要望としてお願いします。</p> <p>もう1つ、こういった報告を一般報告という形で受けているのですが、それぞれ概要があって、紛失した個人情報があって、区の対応という形で再発</p>

	<p>防止とあります。ずっとこういう報告を見ていて、そもそも原因という項目がないのをちょっと疑問に思っておりました。なぜこういう事態になったのかという原因分析をもっと明確にして、わかりやすくここに書いていただきたいと要望します。また、そういうことが明確に項目として立てられることによって、庁舎内でも、そういう原因を全ての職員にわかりやすく説明できるのではないかと思います。この点は報告の仕方について要望させていただきます。</p>
会長	<p>要望が含まれた意見が出されましたので、事務局のほうで御検討ください。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>口座振替依頼書誤送付についてです。事故の説明と、今の質疑応答を聞いていて経過はわかりました。仮にこれを外部委託せず、区のほうで処理を行っていたら、このような事故は発生したと思いますか。</p>
子育て支援課長	<p>細心の注意を払って実施しますので、発生は限りなく少ないというふうに考えております。</p>
委員	<p>この委託業者に対しての区の対応として、再発防止策を講ずるよう指示したとあります。そもそも委託業者自体が、しっかりとした業者なのかどうか、今後もやっていけるのかどうかという検討をされたのかどうか。また、それに値しなかったのかどうか、その点についてお聞かせください。</p> <p>情報政策課のほうに質問です。様々なケースを外部委託しているかと思えます。このような事故等に対して、その委託契約の内容を知り得ませんけれども、何らかの見直し、処分といったものの指針があるのかないのか、その点についてお聞かせください。</p>
子育て支援課長	<p>まず1つ目の質問についてです。委託業者については、こういう事案を発生させてしまったことについて、非常に深く反省しています。早速原因の追究のミーティング、研修、定例的な教育訓練というものを行って、再発防止策に取り組んでいると報告を受けております。今後も、十分委託に耐え得る事業者というふうには考えております。</p>
情報政策課長	<p>最初の御質問について、原因の分析ということでこちらの報告に明記すべきという御指摘がありました。こちらについて、今は1の概要の中で述べているところですが、御指摘のとおり明確にすることも必要かと考えております。子細についてはまた検討した上で対応してまいりたいと考えております。</p> <p>2つ目の外部委託に関するペナルティと言いますか、そういう対応があるのかという御指摘でした。あくまで契約にのっとって対応するものです。契約の仕様書として、こちらに簡単に10項目ということで○を付けるようになっております。その中身というのは、「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」が平成18年から定められております。この中で、様々な制約を記載しております。事故発生時の報告であるとか、立入調査という項目があります。もちろんその結果、十分な対応が得られない場合には契約解除ということも当然あるかと考えています。あくまで契約に基づいて対応しているものですので、ペナルティについては、その契約の中で記載されると考えております。</p>
委員	<p>外部委託自体が、この事故を引き起こすということも考えられるかと思えます。そうかといって様々な業務が多く出ている中、外部委託も必要ということ</p>

	は承知しております。外部委託に関して、事業者の選定等、また対応については徹底した管理を行っていただきたいという要望をさせていただきます。
委員	口座振替依頼書の誤送付についてです。重大な個人情報が出たということで、すぐに所管課長及び担当係長が謝罪をした。委託事業者は謝罪に行ったのですか。
子育て支援課長	所管の事業を実施している主体は区ですので、まず私どもが謝罪に行かせていただきました。委託事業者については、原因の究明と再発防止策を徹底するように指示しました。
委員	もちろん区が第一義的な責任を問われるわけです。今後も委託事業者に、先ほどの答弁にあったように続けてやっていただくということであれば、やはり実際に重大な個人情報が出たと。その流出された方の生の御意見を、厳しい御意見を、事業者自体がしっかりと区とともに受けることも必要ではないかと思いますが、いかがですか。
子育て支援課長	委員がおっしゃるとおり、事業者についても、こういう事案が発生することによって、どれだけ区の信頼が失われるかということを実感していただくためにも、そういう場面も必要かと思えます。今回については、事業者に再発防止策と原因究明を、まず優先させて指示しました。今後もこういうことがあった場合は、そういうことも検討していきたいと考えております。
委員	この事業者との契約期間はいつまでありますか。
子育て支援課長	単年度契約ですので、1年ということになっております。ただ、近年の状況では継続して契約の業者になっているということです。
委員	単年度契約であれば、この事業者を排除しろというわけではないのですが、重々お考えいただいた上で、区民の大事な個人情報を扱っているということで、他の事業者の方々への1つの周知をする意味でも、区のしっかりとした態度を望みたいと思います。 もう一点は、感震ブレーカー設置委託リストの紛失の関係です。「家の所有状況」という文言があるのですが、具体的に何のことですか。
防災課長	「家の所有状況」というのは、持家か賃貸かという区別です。
委員	これも同じく区の対応の中で、「計34名に対し謝罪と経過説明を開始し」と書いてあります。先ほどの場合には誰が行ったかというのが書いてありました。今回は、謝罪と経過説明は誰が行ったのですか。
高齢者在宅支援課長	私どもも同様に、区の委託事業ということなので、区が謝罪をしました。
委員	先ほどは、所管課長及び担当係長が、要は責任者がきちんと対応したということですが、誰がやったのですか。
高齢者在宅支援課長	素早くということもあったので、職員も含めて手分けして、早急におわびをさせていただいた状況です。
委員	先ほどの場合には、直接御自宅に伺って謝罪をしたということなのかと思ったのですが、今回の場合には電話ですか、それとも伺って34名の方に謝罪をされたのですか。
防災課長	初めに電話をおかけして、アポイントを取らせていただいて、その時点で、

	「家に来るまでには及びませんよ」とおっしゃられた方には電話で謝罪をいたしました。「家に来てもらって構わない」という方については、御自宅に伺って謝罪をしました。
委員	何名に直接行かれましたか。
防災課長	すみません、そこの数字は手元に持っておりません。私の記憶では、3分の2ぐらいは伺ったと覚えています。
委員	やはり、このように重大な案件ですので、こういうのを報告書には、先ほどのように誰が、いつという形で、より細かくきちんと提示していただく。それが、今後他の場合にも生かされていくと思いますので、丁寧な御報告をお願いできればと思います。
委員	関連事項なのですが、資料1の17ページの欄外に3つのセキュリティが書かれています。人的なセキュリティ、故意ではなくて、過失というか、たまたまということなのでしょうけれども、ここにはしっかりと「罰則等のルールを設けることによる抑止や」という文章が載っています。結果的に今は間違いを正す、あるいは謝りに行くということがありますが、その原因の人なり組織なりに対して、どのような罰則をしたのかということがあるのであれば、その次からはその内容の報告はこの審議会に出すべきではないかと思います。
会長	今の罰則の関係で事務局のほうから何かありますか。
情報政策課長	先ほど申しましたように、基本的にはガイドラインに沿って契約を結んでいます。損害賠償や、契約不履行で解除という事案が、実際にあった場合には記載するようにするというところで進めたいと思います。
会長	報告事項に対する御質問が大分長くなりましたので、この辺で打ち切らせてもらいたいと思いますが、まだありますか。
委員	先ほど委員から、委託事業者が起こした事故の場合に、委託事業者にも直接区民に謝罪させたほうがいいのかという御意見があったかと思いますが、それはその委員の御意見として尊重したいと思うのです。私としては、外部委託事業者が事故を起こした場合でも、区が謝罪するべきであって、その所に事業者を連れて行って謝罪させるというようなことは、しないほうがいいのかと思います。ただ繰り返しますが、先ほどの委員の御意見も1つの意見として尊重しますが、一応別の考え方もあるということで意見だけ残させていただければと思います。
会長	そういう意見があったということで、議事録に残ると思います。それでは、この報告事項2件については了承とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。本件は了承といたします。議題は以上です。 その他何かありますか。
委員	2つだけ簡潔にやります。1点は、審議会でこのように配布された資料が非常にたくさんたまっています。例えば、会計処理などでは5年間保管とか、いろいろなものがあると思うのです。たまりすぎて古くなったものを処分するのに、規約上こうしないと駄目だとか何かあるのでしたら教えてください。 2点目は、防犯カメラの所で、資料1の45ページに自分たちの該当する商店街振興組合法という問題が、第4条から羅列されています。防犯カメラ管理責

	任者と、あと防犯カメラ取扱者の定義がわかったら説明してください。
情報政策課長	<p>文書の扱いなのですけれども、基本的に審議会は公開が原則です。特に記載内容で個人情報等は含まれておりませんので、処分については特に問題はないかと思えます。保存年限については、もちろん所管のほうでは決めておりますが、それぞれ個人の管理される資料については御自身で廃棄していただければ結構です。</p> <p>防犯カメラの定義については今すぐにはわかりませんので、後ほど調べて次回にでもお答えしたいと思います。申し訳ございません。</p>
委員	もう一度確認しますが、処分するときには、破いたりも何もしないで、家庭ゴミと同じような形で袋の中に放り込んで捨ててもいいということですね。
情報政策課長	可能ならば、こちらの公開されているものと非公開のもの、非公開のものは特にありませんが、ここで審議された内容については、必ずしも全ての区民に公開されているものではありません。特に今回お示しましたマイナンバーの関係の情報セットであるとか、そういうものはセキュリティにも関わるものですので、可能であればシュレッダー等をしていただければ有り難いと存じます。
会長	シュレッダーという話がありましたけれども、皆さんがシュレッダーを持っているとは限らないので、それに近い処分の仕方をお願いします。
委員	今の点でよろしいでしょうか。審議会の条例の中に守秘義務が記されていると思うのですけれども、これとの整合性を知らせていただけますか。
情報政策課長	こちらは、個人情報にわたる情報についてここで話し合われた場合に、議事録については伏せ字で書くこともあろうと思えます。この中で個人情報等が話題になった場合、また特に機微な情報セキュリティについてここで話し合われた場合については非公開。場合によっては、あらかじめ会議を非公開にするケースもあります。特に機微なセキュリティについて話し合う場合には、事前に非公開ということもありますので、そういう場合の守秘義務ということで記載しているものです。
委員	非公開の資料に関しても、守秘義務はないというように理解してよろしいのですか。
情報政策課長	非公開資料がもしあった場合には、最後に回収させていただくということで取り扱っています。今回はお名前が記載された議事録をお配りしております。基本的には非公開のものは回収すればいいのでしょうかけれども、一応委員の皆様方にも守秘義務があり、お配りしたままにしておりますので、そういうものは非公開で取り扱っていただければと思います。
委員	先ほど他の委員から、どうしたらいいのだというお話がありました。基本は委員の責任において処分するのでしょうかけれども、区役所には立派なシュレッダーがありますので、そういうお申し付けを頂ける場合には、事務局がお預かりをして、家庭ゴミではなくて、区がシュレッダーをすればいいのではないかと思います、いかがでしょうか。
情報政策課長	委員御指摘のとおり、こちらにお持ちいただければ、こちらで適切に処分いたしますのでお持ちください。
会長	持込みの手間はかかるかもしれませんが、区のほうで処分するそうで

	す。他に事務局のほうから何かありますか。
情報政策課長	<p>確定版の会議録の配布です。本日確定いたしました平成 29 年度第 1 回審議会の会議録ですが、事務局からお配りいたしますのでお受け取りください。これは、お名前を消したものです。</p> <p>次に次回の審議会の日程です。次回の審議会は平成 29 年 10 月 27 日金曜日、午後 2 時からを予定しております。場所は西棟 6 階の第 5・6 会議室を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>以上で平成 29 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力を頂きましてありがとうございました。</p>